

# 肥料価格高騰に対する支援制度のご案内



最近、肥料が高くて困る。  
これでは、営農を続けるのも難しいな…

## ～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇、ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、肥料価格が大幅に上昇しています。

肥料価格の高騰で経営に影響が出ている農業者等に、今後も営農を続けていただくため、支援を行います。

## 大阪府独自の支援制度があります

※農林水産省の肥料価格高騰対策事業とは別の事業ですので、ご注意ください。  
農林水産省事業については、大阪府ホームページをご確認ください。

## 大阪府肥料価格高騰緊急対策支援事業（府独自事業）

**支援内容** 農業経営の規模に応じて、定額で支援金を交付します。

**支援対象** 農業の売上が50万円以上の農業者、認定新規就農者

事業の詳細は裏面でご確認ください▶

## お問合せ先

### <支援内容など事業全般に関すること>

大阪府ホームページ

『大阪府肥料価格高騰緊急対策支援事業（大阪府独自事業）』

<https://www.pref.osaka.lg.jp/nosei/seisyansyasapo-to/hiryoukototaisaku.html>

（まずはこちらをご確認ください）



### <申請の手続きに関すること>

大阪府肥料価格高騰緊急対策支援金事務センター

TEL:06-4703-3121

（略称：『大阪府肥料支援金センター』）

# 大阪府肥料価格高騰緊急対策支援事業

肥料価格の高騰などにより経営に影響が出ている農業者に営農を継続してもらおうための支援制度です。

## 支援の対象となる農業者

大阪府内在住で

- ◆農業の売上が50万円以上（前年の確定申告額等）の農業者
- ◆大阪府内市町村の認定を受けた新規就農者（『認定新規就農者』）

## 支援内容

販売金額の区分ごとに、以下の金額を支給します。

販売金額	支給額	販売金額	支給額
50万円以上 100万円未満	1万円	5,000万円以上 1億円未満	100万円
100万円以上 300万円未満	3万円	1億円以上 2億円未満	200万円
300万円以上 500万円未満	5万円	2億円以上 3億円未満	300万円
500万円以上 1,000万円未満	10万円	3億円以上 5億円未満	500万円
1,000万円以上 3,000万円未満	30万円	5億円以上	700万円
3,000万円以上 5,000万円未満	50万円	認定新規就農者は1万円もしくは上記区分に準ずる	

## 申請時期

**※農業者が各自で申請いただく必要があります**

申請受付：令和4年10月27日（木）から12月26日（月）まで

申請方法：大阪府行政オンラインシステム

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>



## 申請に必要なもの

- 1 前年の確定申告書、所得税青色申告決算書又は収支内訳書(白色申告)の写し（認定新規就農者、法人は必要書類が異なります。）
- 2 その他申請に必要な書類（ホームページ等でご確認ください）

その他の事業や肥料に関する情報は大阪府ホームページをご確認ください。  
『適正な施肥・土づくりに関する情報』

<https://www.pref.osaka.lg.jp/nosei/seisyansyasapo-to/tekiseisehi.html>

